

千葉県市町村総合事務組合 令和元年房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨 災害関連死認定基準

1 趣旨

千葉県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）が令和元年房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して、千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第1号。（以下「条例」という。）第2条に規定する災害弔慰金を支給するに当たり、災害関連死の対象者を認定するために必要な事項を定める。

2 災害関連死の定義

災害関連死とは、災害の影響（例：河川のはんらん、土砂崩れの発生に起因する家屋の倒壊や水損、医療機関や社会福祉施設等の機能の低下や停止、ライフラインの途絶や交通事情等の悪化、避難生活、その他生活環境の変化などによる肉体的・精神的疲労）による負傷や疾病、既往症の増悪など（以下「疾病等」という。）による死亡で、災害と死亡との間に法律上の「相当因果関係」（災害により生じた事象から当該死亡という結果が生じることが相当であると認められる関係。以下同じ。）が認められるものをいう。

3 災害関連死の判定に当たっての基本的な考え方

災害関連死の判定に当たっては、申出者による口述や資料等の提示のほか、医師の診断書や診療録、医療保険者や行政機関等が保有する客観的な資料等を確認することで、災害により『死亡原因となった疾病等』が発病（発症）し、又は悪化したことにより死亡したと認められる場合は、災害と疾病等との間に「相当因果関係がある」と判断し、「災害関連死」と認定する。

4 個別事案を判断するに当たっての考え方

（1）災害と疾病等の因果関係

災害による「環境の激変」により、『死亡原因となった疾病等』が発病（発症）し、又は悪化したことによる死亡であれば、「相当因果関係がある」と判断する。

「環境の激変」には、例として次のようなものがある。

① 生活環境の激変

- ア 電気、ガス、水道の途絶、避難所等の生活の肉体的・精神的疲労
- イ 災害に遭遇・目撃したことで生じる肉体的・精神的疲労
- ウ 救助、救護活動等の激務
- エ 洪水に流されたり、多量の風塵の吸引による衰弱

② 医療環境・介護環境の激変

- ア 医療機関の機能停止による初期治療の遅れ、医療（入院、外来、在宅や服薬などを含む。）の中止
- イ 医療機関の機能停止に伴う転入院などによる既往症の悪化
- ウ 交通事情等による初期治療の遅れ
- エ 社会福祉施設等の介護機能の低下

(2) 疾病等の発病（発症）時期、受療状況との関連性

次のような場合は、災害と疾病等との「相当因果関係がない」と判断する。

- ① 災害前に発症し重篤な状態であった既往症が『死亡原因となった疾病等』であり、災害により明らかに死期を早めたと医学的に判断できない場合
- ② 災害後に災害とは別の原因で発病（発症）した疾病等が原因で死亡した場合
- ③ 災害後に本人・家族等が適切な医療を受ける必要性を認識し、適切な医療を受けることが可能であったにもかかわらず、それらの意思で受療せず、『死亡原因となった疾病等』が発病（発症）し、又は悪化した場合
- ④ 入院先の病院が、医療継続の必要があるにもかかわらず、適切な転院先の紹介等の措置をとらず、退院させた場合（被災直後の病院の機能停止の場合を除く。）
- ⑤ 災害により、『死亡原因となった疾病等』が発病（発症）し、又は悪化したと判断される場合であっても、当該疾病等が発病（発症）又は悪化した後、疾病等が改善した場合

(3) 因果関係の不存在

疾病等の発病（発症）が、災害後に発生した「偶然による事故」に起因すると認められ、これにより死亡した場合は、災害と死亡との「因果関係がない」と判断する。

5 判断における留意事項

(1) 災害と疾病等の因果関係について

災害の「ショック」、「ストレス」(いずれも災害に遭遇・目撃したこと等で生じる心理的、精神的、肉体的負荷)が原因と主張される場合には、『死亡原因となった疾病等』が、災害に遭遇・目撃したことで生じたものかどうかについて、医学的に判断する。

(2) 疾病等の発病(発症)時期、受療状況との関連性について

① 疾病等の改善

疾病等の改善については、災害後に受けた医療や、災害後の生活環境及び介護環境を勘案して、医学的に判断する。

一度改善した場合は、以降の悪化は災害によるものではなく、それ以降の原因によるものと考えられるため、症状改善により入退院を繰り返している場合は、「相当因果関係がない」と判断する。

② 死因が、肺炎、心筋梗塞、心不全、脳梗塞等又は災害後に発病(発症)した癌の場合等については、災害との関連を基本的に次のとおり判断する。

ア 災害前の状態

災害前に高血圧・高脂質など各種の既往症があった者において、災害以外の要因により発病(発症)又は悪化したことを確認した場合は、「相当因果関係がない」と判断する。

イ 加齢等

災害前に加齢等で心身の状態像の低下があり、災害後に受けた医療や、災害後の生活環境及び介護環境を勘案してもなお、災害がなくとも同様の経過をたどったと考えられる場合は、「相当因果関係がない」と判断する。

6 共同処理団体における合議制の機関

共同処理団体が独自に合議制の機関(災害弔慰金の支給等に関する法律に規定する機関)を設置し、災害弔慰金を支給するに当たり必要な事項について審査を行った場合は、組合はその審査結果を尊重するものとする。

7 準用

この基準は、災害障害見舞金の支給に関する認定について準用する。

8 適用

この基準は、令和元年房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨による災害に適用する。